

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、日精株式会社（所在地 東京都港区）外5社
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和7年6月20日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
日精株式会社	東京都港区西新橋一丁目 1 8 番 1 7 号

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 6 月 20 日～令和 7 年 8 月 19 日（2 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 24 日、建設業者が発注する特定地下式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 5 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2 ヲ月以上 9 ヲ月以内

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
住友重機械搬送システム株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 6 月 20 日～令和 7 年 8 月 19 日（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 24 日、建設業者が発注する特定地下式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 5 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
フジパスク株式会社	東京都世田谷区上馬四丁目2番5号

2. 指名停止措置期間： 令和7年6月20日～令和7年10月19日（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式P
S設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行
っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付
け建設省厚第91号）別表第2第5号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達
契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1
条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独 占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約 の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第 12号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
I H I 運搬機械株式会社	東京都中央区明石町8番1号

2. 指名停止措置期間： 令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式P S設置工事及び特定エレベーター方式P S設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第5号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第12号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
日本コンベヤ株式会社	大阪府大阪市中央区大手前 1－7－3 1 OMMビル

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 6 月 20 日～令和 7 年 10 月 19 日（4 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 24 日、建設業者が発注する特定エレベーター式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記 4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）別表第 2 第 5 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号

2. 指名停止措置期間： 令和7年6月20日～令和7年8月19日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第5号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号及び第12号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内